

北杜市軽度・中等度難聴者補聴器購入費補助金事業のご案内

■手続きの流れ

1 申請書などの書類の準備

◆福祉課・各支所・かざぐるまの窓口またはホームページから以下の書類を用意してください

①補助金交付申請書

②医師意見書



2 医療機関を受診し、医師の意見書をもらう

◆医療機関を受診し、申請の対象となるか相談してください。

◆対象となる場合は、医療機関で「医師意見書」の作成を依頼してください。

※診察料および医師意見書の作成料は自己負担です。

※医師意見書の作成は、身体障害者福祉法による指定医師に限ります。



3 補聴器販売事業者から見積書をもらう

◆補聴器販売事業者に医療機関で作成した「医師意見書」を持参し、購入する補聴器の見積書の作成を依頼してください。

※補助金の対象となる補聴器は、医療機器であるものに限りします。

※見積書様式の指定はありませんが、補聴器の明細が分かるものとします。



4 福祉課窓口に申請する

◆以下の書類を福祉課窓口へ提出してください。(支所ではお預かりのみとします)

- ①補助金交付申請書
- ②医療機関で作成した「医師意見書」
- ③補聴器販売事業者が作成した補聴器の「見積書」



5 福祉課から「交付決定通知書」と「補助券」を郵送します。



6 補聴器を購入する

【代理受領を希望しない場合】

◆交付決定通知書と補助券が届いたら、見積書を作成した補聴器販売事業者から補聴器を購入し、全額を支払い領収書を受け取ってください。

◆補助券の「受領」欄に補聴器を受領した年月日と氏名を記入する。

【代理受領を希望する場合】

◆交付決定通知書と補助券が届いたら、見積書を作成した補聴器販売事業者から補聴器を購入し、自己負担金分を支払う

◆補助券の「代理受領を希望する場合に記入」の欄に日付、住所、氏名を記入

◆補助券の「受領」欄に補聴器を受領した年月日と氏名を記入し、補助券を補聴器販売業者に渡す。



7 補助金請求をする

◆福祉課へ以下の書類を提出してください。

【代理受領を希望しない場合】

①補助金請求書

②補助券

③領収書の写し

※口座情報がわかるものを持参してください。

【代理受領を希望する場合】(補聴器販売事業者が請求する)

①補助金請求書

②補助券



8 福祉課から補助金を指定口座に振り込みます

◆請求書に記載された口座へ補助金を振り込みます。

以上で手続きは終了です。